



平成26年3月20日

「平成26年4月からの年金改正」

さてさて、26年4月施行の年金法改正が目白押し、なんと12項目もあります。
詳しくは説明できませんが、せめて概要だけでもお知らせしようと思います。
「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第62号)に基づいています。



- ★ 1. 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度を平成26年度と定める。
平成26年度から消費税増税(8%)により得られる税収を、基礎年金国庫負担1/2の維持に充てる。
- ★ 2. 産休期間中の保険料免除と産前産後休業終了時の標準報酬改定の特例
産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。
- ★ 3. 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。
遺族基礎年金の支給要件の男女差の解消
- ★ 4. 繰下げ支給の取扱いの見直し
70歳に達した後に繰下げの申出をした場合でも「70歳に達した日」に申出があったものとされる。
- ★ 5. 国民年金任意加入者の未納期間の合算対象期間への算入
国民年金の任意加入被保険者が、その保険料を納付しなかった場合についても、任意加入を行わなかった期間と同様に、当該期間を合算対象期間として取り扱う。
- ★ 6. 障害年金の額改定請求に係る待期期間の一部緩和
明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、1年を待たずに額改定請求ができる。
- ★ 7. 特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善
請求以前から既に障害年金を受給している人については、本人からの請求時点ではなく障害状態にあると判断されるときに遡って障害特例による定額部分の支給がされる。
- ★ 8. 未支給年金の請求範囲の拡大
生計を同じくする2親等以内の親族から、生計を同じくする3親等以内の親族に拡大
- ★ 9. 免除期間に係る保険料の取扱いの改善
 - ①国民年金保険料を前納した後に免除に該当するようになった場合に、免除該当日前に納付された前納保険料のうち免除に該当した月分以降の分に係るものについて、還付が可能
 - ②遡及して法定免除となった場合に、当該法定免除となった期間の分として免除該当後に納付されていた保険料が必ず還付される取扱いについて、本人が特に希望する場合には、当該期間を保険料納付済期間として取り扱うことができる。
 - ③法定免除に該当する場合に、将来の年金権確保のために特に希望する者については、その後に納付すること又は前納を行うことができる。
- ★ 10. 国民年金保険料免除に係る遡及期間の見直し
保険料の納付が可能である過去2年分まで、遡及して免除を行うことができる。
- ★ 11. 付加保険料の納付期間の延長
国民年金保険料と同様に、過去2年分まで納付できる。
- ★ 12. 所在不明高齢者に係る届出義務化
年金受給者の所在が明らかでない場合に、同居の親族等に対して所在不明の届出を義務化し、年金支給の一時差止めをする。

★ 平成26年度の健康保険料率は据え置き、介護保険料率は上がります。 ★

本年3月分(4月納付分)より、現行の1,55%から1,72%へ引き上げです。

